

手話言語法ニュース

2018年12月28日 No.59

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL: 03-3268-8847/FAX: 03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局 久松三二
法制定検討グループ：久松三二（事務局長兼）・大杉 豊・田門 浩
普及啓発・広報グループ：小中栄一・石川芳郎・倉野直紀・山田稔彦
条例・ネットワーク支援グループ：長谷川芳弘・川根紀夫・石橋大吾・大竹浩司・中西久美子

手話言語条例成立自治体200超え

北海道釧路町

12月7日、釧路町議会で「釧路町手話言語条例」が可決されました。

同町はこれまでに、釧路町聴力障害者協会などの関係団体の代表者6名による「手話条例策定検討部会」を立ち上げ、10回にわたり協議を重ねてきました。

その後、2018年10月12日から11月7日までパブリックコメントを実施しました。2019年4月1日施行です。



釧路町の小松茂町長（前列左から3番目）と共に

東京都豊島区

12月11日豊島区議会で「豊島区手話言語の普及及び障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」が都内で3番目に可決されました。

豊島区聴覚障害者協会の長谷川則之会長は「豊島区では16日に手話推進イベント、来年には東アジア文化都市の会開催が控えており、その前に条例が可決されたことは大変うれしく思います」とコメントを述べました。

2019年4月1日施行です。



豊島区議会議場で記念撮影

北海道江別市

12月13日江別市議会で「江別市手話言語条例」が可決されました。

市は今後、役所職員を対象とした手話講習会の開催、条例周知のためのパンフレットの作成などを行う予定であり、方針については地元の聴覚障害者協会と意見を交わしながら定めていくとしています。同日施行です。



江別市の三好昇市長（前列中央）と共に

福島県福島市

12月18日福島市議会で「福島市手話言語条例」が可決されました。

この条例制定により、手話やろう者に対する理解や手話の普及、手話が使用しやすい環境の整備などが期待されています。

2019年4月1日施行です。



福島市の木幡浩市長（前列左から4番目）と共に

福島県

12月19日、福島県議会で「福島県手話言語条例」が可決されました。

福島県聴覚障害者協会はこれまでに、2014年に同県手話サークル連絡協議会、同県手話通訳問題研究会の3団体で県と県会派に手話言語条例制定に関する要望書を提出し、以後4年間要望を続けてきました。

その後2017年12月7日の定例県議会で「障がいのある方もない人も共に生きる社会の実現に向けてどのように取り組んでいるか」との質問に対し、内堀雅雄福島県知事は「基本的な条例と、手話は言語であるとの共通認識のもと、手話の普及のための施策を計画に推進することを盛り込んだ条例を制定したい」と回答し、翌年の3月22日から4月1日の期間に福島県手話言語条例制定に向けた学習会を6か所（二本松市、郡山市、福島市、白河市、会津若松市、いわき市）で開催しました。

学習会では条例の構成、条例制定に向けた検討スケジュール等の内容で行い、同年9月14日から10月13日までパブリックコメントを行いました。

2019年4月1日施行です。



福島県議会議場で記念礼遣影

●特別号で引き続き、条例成立自治体のご紹介をいたします。

全日本ろうあ連盟 HP 「手話言語条例成立マップ」
<https://www.jfd.or.jp/sgh/joreimap>

地域が変わった!

NO. 5

～条例制定後の今～

～長野県のその後～

社会福祉法人 長野県聴覚障害者協会

【手話言語条例制定による長野県の施策内容】

2016年3月に施行された長野県手話言語条例に基づき、県は以下のような手話言語の普及に向けてさまざまな取り組みを行っています

【概要】

①手話ガイドブック・手話辞典の制作

県民の皆さんに手話に親しんでいただくため、平成28年に「長野県手話ガイドブック～手話で話そうはじめての一步～」を作成しました。このガイドブックは、レストラン、コンビニ、案内所などにおける手話による応対例をイラストにより紹介したものです。また、イラストを指さしすることで、聞こえない方とコミュニケーションを図ることや手話を覚えたい方の自主学習用としても活用できます。「手話辞典」は、「長野県手話ガイドブック～手話で話そうはじめての一步～」に掲載されている手話単語をろう者が動画で分かりやすく紹介しており、県のホームページで見ることができます。

②手話観光動画の制作

長野県県内の観光情報を手話・字幕のついた動画で紹介しています。今回紹介している観光情報は、「善光寺・戸隠」、「松本～まち歩きと温泉～」、「木曾～日本遺産を訪ねて～」、「長野県の名物」の4つです。ろう者が実際に街を歩きながら、各地を手話で紹介しています。県のホームページで見ることができます。

③手話定期便の発信

県内外の聴覚障がい者の方々に向け、「手話」による情報発信をしています。「手話」、「字幕」、「音声」により県からのお知らせや四季折々のイベント情報を発信しています。

県のホームページで見ることができます。

④県民向け手話講座

より多くの県民に手話を学んでいただく機会として、身近で手話や聴覚障がいについて触れ、学ぶ手話講座（入門編）を県内10保健福祉事務所ごとに4回、計40回開催しています。

⑤手話を通じた交流イベントの助成

手話の普及活動を促進させるため、手話を通じた交流イベントに対して補助金を交付することで活動を応援しています。平成29年度実績では5団体に補助金が交付されました。

⑥プロスポーツを手話で応援

ろう者、きこえる人が一緒になって、交流を図りながらプロスポーツを手話で応援しています。それだけではなく、一般の観客に向けて手話の普及啓発活動のイベントを行っています。また、CMを作成したものもあります。

【応援したプロスポーツ】

- ・松本山雅FC（サッカー）
- ・信州ブレイブウォリアーズ（バスケットボール）



サッカー応援の様子



バスケットボール応援の様子

⑦お出かけ手話講座

県内の企業・団体に向けて手話を学ぶきっかけづくりのため、訪問型手話講座を行っています。訪問型ということもあり、県民が職場や身近な活動の場でさらに気軽に学べるようになりました。



お出かけ手話講座の様子

⑧その他

- ・信州山の日イベント

信州山の日にあわせて、山へ手話ガイド付きでトレッキングを行うとともに手話に親しんでいただくためのレクリエーションを行っています。平成29年度までは県が事業を担い、上高地ツアー、美ヶ原高原ツアーなどを行い、平成30年度は聴覚障害者協会独自の事業として行いました。



山の日イベントの様子

- ・県歌「信濃の国」を手話で歌おうイベント

県歌「信濃の国」が制定50周年の記念に手話の表現について県内各地から手話表現を募集し、関係団体で協議を行い、ひとつの手話表現にまとめました。まとめた手話歌はしゅわっとしゅわ交流会で発表し、参加者全員で歌うことができました。

- ・議員連盟手話講座

県議員が自ら手話の勉強会を開いています。

【条例制定後の変化と課題】

①条例制定後、多くの手話普及促進のための事業が企画されました。そのことにより手話指導の場や、手話に親しんでいただくためのイベントが増えました。

②10圏域設置通訳者は嘱託職員としての雇用であるために勤務日数が短く、毎月窓口にいらない、身分が保障されていない課題があります。

③手話言語条例制定から3年が経ち、県民をはじめ多くの方々に手話やろう者に対する理解が広がっていったことが感じられる反面、まだまだ知らない人も多く、さらに幅広い活動をする必要があります。